# 平成29年度分 環境報告書(概要)

本報告書は、「環境配慮促進法」に基づき、環境省の「環境配慮等の状況」を公表するものであり、「環境省環境配慮の方針」に基づく「環境省環境マネジメントシステム」における目標の達成状況のほか、「グリーン購入法」及び「地球温暖化対策推進法」等に基づき環境省が実施している各種取組状況も調査した。また、併せて、同方針に基づく環境保全のための政策の企画・立案の状況についても調査した。その結果の概要は以下のとおり。

## オフィス活動分野:環境配慮の取組の状況等

7つの項目(電気使用量、公用車の燃料使用量、用紙使用量、上水使用量、グリーン購入・調達状況、温室効果ガス排出量、廃棄物排出量)について、目標(中期的目標及び平成29 (2017) 年度目標)を達成している項目は用紙使用量及び廃棄物排出量(可燃ごみ排出量のみ)であり、その他の項目については、今後、より一層の努力が必要な状況となっている。

## インプット

#### (1) 電気使用量

<本省庁舎組織>

年度(平成)	25	26	27	28	29
事務所の単位面積当たり 電気使用量 (kWh/m²)	58. 3	60. 2	52.5	66.5	60. 1
平成25年度を100とした 場合の割合(%)	100	103. 3	90. 1	114. 1	103. 1

## 目標(「環境省環境マネジメントシステム」※1)

本省庁舎組織を対象とした中期的目標として「電気使用量を平成25 (2013) 年度 比で、令和2 (2020) 年度までに概ね10%以上削減する」、平成29 (2017) 年度目標として「電気使用量を前年度比で98.14%以下とする」としている。

#### 宝績

平成29 (2017) 年度の実績は、<u>平成25 (2013)</u> 年度比で**103.1%**となっている。 ※電気使用量について、環境マネジメントシステムと政府実行計画\*2では算出方法が一部異なる。

#### 【電気使用量の削減に向けた取組】

- 「環境マネジメントシステム」において、OA機器の節電の励行、電灯・電気機器の節電の励行、地球温暖化対策推進のためのクールビズ・ウォームビズの徹底等を掲げている。
- 「環境省実施計画」\*\*3において、OA機器、家電製品及び照明の適正規模の ものの導入・更新、クールビズ・ウォームビズの励行、冷暖房中の窓・出入口の 開放禁止等の取組を進めることとしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、OA機器、家電製品等について、電気 使用量の削減に関する観点から調達に係る判断の基準が定められており、環境省

ではこれらの物品等について、「環境省調達方針」に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進める。

○ 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、電気使用量の削減を 進める。

## (2) 公用車の燃料使用量

<環境省全体>

年度(平成)	25	26	27	28	29
公用車の燃料使用量 (GJ)	12, 250	14, 014	15, 444	17, 345	17, 435
平成25年度を100とし た場合の割合(%)	100	114. 4	126. 1	141.6	142. 3
(参考) 地方環境事 務所の職員数(人)	857	859	1,002	1, 037	1, 096

## 目標(「政府実行計画」)

平成25 (2013) 年度比で、令和2 (2020) 年度までに政府全体で概ね15%以上削減することに向けて努めることとする。このため、公用車等の効率的利用等を図るとともに、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

※「環境省実施計画」においては、「地方環境事務所及び原子力規制庁での公用車増加により、 平成26 (2014) 年度時点で既に平成25 (2013) 年度比約15%となっている。これに伴い、公 用車で使用する燃料の量の削減に係る令和2 (2020) 年度目標(平成25 (2013) 年度比15% 減)の達成のためには、公用車の使用を令和2 (2020) 年度までに平成25 (2013) 年度比で 1割削減する必要がある」としている。

#### 実績

平成29 (2017) 年度の実績は、<u>平成25 (2013) 年度比で**142**.3%</u>となっている。

#### 【公用車の燃料使用量の削減に向けた取組】

- 「環境マネジメントシステム」において、「公用車による二酸化炭素排出抑制 の効果をより一層高める」ことを掲げている。
- 「環境省実施計画」において、車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど 燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急 加速の中止等の環境に配慮した運転(エコドライブ)を行うこととしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められており、環境省では「環境省調達方針」に基づき、これらの自動車について適切に調達を行う。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、公用車の燃料使用量 の削減を進める。

#### (3) 用紙使用量

<本省庁舎組織>

年度(平成)	25	26	27	28	29
用紙使用量(t)	79	63	82	78	68
平成25年度を100とし た場合の割合(%)	100	79. 7	103.8	98. 7	86. 1

## 目標(「環境マネジメントシステム」)

本省庁舎組織を対象とした中期的目標として「用紙の使用量を平成25 (2013) 年度比で、令和2 (2020) 年度までに概ね10%以上削減する」、平成29 (2017) 年度目標として「前年度比で97.35%以下とする」としている。

## 実績

平成29 (2017) 年度の実績は、<u>平成25 (2013) 年度比で86.1%</u>となっている。 ※用紙使用量について、環境マネジメントシステムと政府実行計画では算出方法が一部異なる。

## 【用紙使用量削減に向けた取組】

- 「環境マネジメントシステム」において、極力簡潔な資料作成、必要最小限の 印刷・コピー、両面コピー、不要となった片面コピーの裏面の再利用等を掲げて いる。
- 「環境省実施計画」において、審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、傍聴者への配布資料の削減を図ることとしている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、用紙使用量の削減を 進める。

#### (4) 上水使用量

実績

<本省庁舎組織>

年度(平成)	25	26	27	28	29
単位面積当たりの上 水 使用量 (m³/m³)	0.49	0.49	0.53	0. 59	0.60
平成25年度を100とし た場合の割合(%)	100	100	108. 1	120. 4	122. 4

## 目標(環境マネジメントシステム)

本省庁舎組織を対象とした中期的目標として「上水使用量の節減を励行し、環境省の上水使用量(中央合同庁舎第5号館内の当省専有面積による比例按分量)を、平成25(2013)年度比で、令和2(2020)年度までに概ね10%以上削減する」、平成29(2017)年度目標として「前年度比で91.69%以下とする」としている。

平成29 (2017) 年度の実績は、<u>平成25 (2013)</u> 年度比で**122.4%**となっている。

#### 【上水使用量削減に向けた取組】

○ 「環境マネジメントシステム」において、執務室内の張り紙等による上水使用 の節減の励行、給湯室への張り紙による上水使用の節減の励行等を掲げている。

- 「環境省実施計画」において、簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水、 トイレへの流水音発生器の設置、必要に応じた水栓への節水コマの装着、水栓の 水道水圧の低めの設定、水漏れの点検の徹底等の取組を進めることとしている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、上水使用量の削減を 進める。

#### (5) グリーン購入・調達状況

#### <環境省全体>

目標(環境マネジメントシステム ※環境省調達方針※4に従う)

○一般公用車:平成29 (2017) 年度に購入する物品及び同年度から新たにリース 契約を行うものについては、特定調達物品等の調達目標は<u>100%</u>

<u>とする</u>。

○電気冷蔵庫等:平成29(2017)年度に購入する物品及び同年度から新たにリース

契約を行うものについては、特定調達物品等の調達目標は100%

<u>とする</u>。

○紙 類:調達を実施する品目については、特定調達物品等の調達目標は

100%とする。

実績

○一般公用車:平成29 (2017) 年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、

目標を達成している。

○電気冷蔵庫等:平成29 (2017) 年度の特定調達物品等の調達実績は94.4%となっ

ている。

○紙 類: 平成29 (2017) 年度の特定調達物品等の調達実績は概ね100%で

あり、目標を達成している。

# 循環利用・アウトプット

## (1)温室効果ガス排出量

<環境省全体>

年度(平成)	25	26	27	28	29
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	9, 176	9, 459	10, 340	10, 404	10, 368
平成25年度を100とし た場合の割合(%)	100	103. 1	112.7	113. 4	113. 0

#### 目標(政府実行計画)

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成25 (<u>2013)</u> 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和12 (<u>2030) 年度までに40%削減</u>することを目標とする。また、中間目標として、政府全体で令和2 (<u>2020) 年度までに10%削減</u>することを目標とする。

#### 実績

平成29 (2017) 年度の実績は、平成25 (2013) 年度比で113.0%となっている。

## 【温室効果ガス排出量削減に向けた取組】

- 「環境マネジメントシステム」において、通常の行政事務に供する公用車への 次世代自動車の導入、事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減、クールビ ズ・ウォームビズの徹底等を掲げている。
- 「環境省実施計画」において、建築物の建築、管理等に当たっての配慮(建築物における省エネルギー対策の徹底、温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択等)、財やサービスの購入・使用に当たっての配慮(次世代自動車の導入、自動車の効率的利用等)、その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮(エネルギー使用量の抑制、ごみの分別等)、ワークライフバランスの配慮、職員に対する研修等(職員研修の機会の提供・情報提供、温暖化対策に関する活動への参加奨励等)の取組を進めることとしている。
- グリーン購入について、「グリーン購入法基本方針」に、環境物品等の調達推進の背景及び意義の1つとして、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある旨の記述がある。環境省では「グリーン購入法基本方針」に即して適切に「環境省調達方針」を作成し、「環境省調達方針」に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進める。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、温室効果ガス排出量 の削減を進める。

#### (2) 廃棄物排出量

#### ① 廃棄物総量

<本省庁舎組織>

年度(平成)	25	26	27	28	29
廃棄物総量(t)	30	31	29	21	21
平成25年度を100とし た場合の割合(%)	100	103. 3	96. 7	70. 0	70. 0

#### ② 可燃ごみ排出量

<本省庁舎組織>

年度(平成)	25	26	27	28	29
可燃ごみ排出量 (t)	20	22	21	13	11
平成25年度を100とし た場合の割合(%)	100	110.0	105. 0	65. 5	55. 0

## 目標(環境マネジメントシステム)

本省庁舎組織を対象とした中期的目標として「省内の廃棄物分別の徹底を図る」、「廃棄物総量及び可燃ごみ排出量につき、平成25 (2013) 年度比で、令和 2 (2020) 年度までに概ね10%削減する(中央合同庁舎 5 号館分)」、平成29年度目標として「廃棄物総量及び可燃ごみ排出量を前年度比で97.35%以下とする(中央合同庁舎5 号館分)」としている。

#### 実績

平成29 (2017) 年度の廃棄物総量及び可燃ごみ排出量の実績は、それぞれ平成25

(2013)年度比で70.0%及び55.0%となっている。

#### 【廃棄物の排出削減に向けた取組】

- 「環境マネジメントシステム」において、廃棄物総量の削減を図るため、エコバッグ等の使用の徹底、レジ袋等の辞退、使い捨て商品の購入・使用の回避等を掲げている。また、可燃ゴミ排出量の削減を図るため、執務室内への張り紙等による可燃ゴミ削減の呼び掛け等を掲げている。
- 「環境省実施計画」において、包装の簡略化、容器・包装の再使用・再生利用、 使い捨て製品の使用・購入の抑制、リサイクルルートの確保等を内容とする庁舎 ごとのリサイクル計画の策定・実施責任者の指名等の取組を進めることとしてい る。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、廃棄物排出量の削減 を進める。

# 政策分野:環境施策の状況

平成29 (2017) 年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や 指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行った。

評価対象とする施策については、環境省施策体系に掲げる施策(10施策)と各施策に含まれる目標(46目標)とし、各施策に含まれる目標ごとについて評価を行い、その結果を施策への反映状況として整理している。

政策への反映状況は、以下の表のとおりである。

#### 平成28年度事後評価(政策評価)の概要

#### 【環境省施策体系に掲げる施策(10施策)】

- ①地球温暖化対策の推進、②地球環境の保全、③大気・水・土壌環境等の保全、
- ④廃棄物・リサイクル対策の推進、⑤生物多様性の保全と自然との共生の推進、
- ⑥化学物質対策の推進、⑦環境保健対策の推進、⑧環境・経済・社会の統合的 向上、⑨環境政策の基盤整備、⑩放射性物質による環境の汚染への対応

#### 【施策への反映状況】

反映状況	施策に反映された目標数		
施策の改善・見直し	6		
概算要求に反映	7		
機構・定員要求に反映	1		
機構要求に反映	1		
定員要求に反映	1		

#### <※1>環境省環境マネジメントシステム

環境省では、環境省の環境マネジメントシステムにおいて、事業者方針を定めるとともに、環境省 環境マネジメントシステム設置要綱及び同運営要綱を定めている。運営要綱では、内部監査について 規定しており、同システムが適切に実施され、維持されているか否かについての内部監査を年に1回 実施することとしている。

#### <※2>政府実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成28年5月13日閣議決定)。

#### <※3>環境省実施計画

「政府実行計画」及び「政府実行計画実施要領」に基づき策定された、「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画環境省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画」(平成29年3月24日策定)。

#### <※4>環境省調達方針

グリーン購入については、グリーン購入法第6条第1項の規程に基づき、国等が環境物品等の調達

を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入基本方針が定められている。環境省では、グリーン 購入基本方針に則して、毎年度、環境省調達方針を作成し、環境物品等の調達目標等を定め、調達を進 めている。